



「ミミでナヤミナシ新聞」

平塚市青少年相談室 ヤングテレホン広報

NO. 65 2026年9月号

あなたの心と体は元気ですか？あなたの話をきかせてください。

友だちのこと、学校のこと、家族のこと

心配になっちゃった……

だれかに話を聞いて
もらいたい

これからどうしたら
いいんだろう？

よい方法は
ないかなあ？

そんなときは…

電話・メール・手紙をください。相談員がお話を聞いて一緒に考え
ます。名前を言わなくても相談できます。お話の内容は秘密にします。
来室相談の予約もできます。(相談できるのは19歳以下の方です。)

・ヤングテレホン (0463) 33-7830 (月曜日～金曜日 10:00～17:00)

せいしやうねんせんよう
(青少年専用ダイヤル)



・メール相談 y-soudan@city.hiratsuka.kanagawa.jp

・手紙相談 〒254-8686 平塚市浅間町9-1

平塚市青少年課(平塚市青少年相談室)



自転車の交通反則を通告する制度等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」
が令和8年4月1日から施行されました。自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が
利用する、身近で環境にやさしい交通手段です。しかし、交通事故件数の総数が減少
傾向にある中、自転車関連事故は7万件前後が続いており、自転車と歩行者の事故の
発生件数は増加傾向にあります。警察では自転車交通事故と被害に遭われる方を
減らすため、自転車の交通違反の指導取締りを強化しています。青少年相談室でも愛護
指導の際、声かけをしています。皆さんも事故がないよう安全運転で利用してください。